

訪問介護基本報酬の見直し等を求める意見書

令和6年度介護報酬改定において、国は訪問介護の処遇改善加算を高い加算率に設定した一方、基本報酬を引き下げた。厚生労働省は、その引下げ理由として「訪問介護の利益率は他の介護サービスより高い」と説明しているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者集合住宅併設事業所や都市部の大手事業所が平均値を押し上げているに過ぎず、小規模事業所や移動時間が長い事業所が多い本市の実態には当てはまらない。

現在、介護事業所は人手不足と物価・燃料費の高騰により経営基盤が著しく逼迫している。とりわけ訪問介護は、利用者宅への移動時間が介護報酬の算定対象外であること、燃料費高騰の影響を直接受けることという構造的課題を抱え、事業者の負担が一層大きい。

また、本市のような豪雪・過疎地域では、利用者宅への長距離移動を余儀なくされるうえ、今冬の記録的豪雪時には職員が一時間以上をかけて除雪しながら訪問せざるを得なかった事例もあった。利用者の命を守るための献身は高く評価されるべきだが、その労力やコストは現行報酬体系では十分に補償されていない。加えて急速な高齢化や生産年齢人口の減少により、介護人材の確保は一段と難しくなっている。

令和7年度に実施される介護事業経営概況調査では、訪問介護の移動手段や移動時間など、現場の実態をより詳細に把握するための設問が加えられた。この調査結果に基づき、サービス提供の実態と収益構造を明らかにしたうえで、地域の介護を支える事業所が淘汰されることのないよう、賃金や物価等の動向を踏まえた、暫定的かつ機動的な財政支援策や必要に応じた報酬水準の見直しを行うことが求められる。

よって、国におかれては次期介護報酬改定に当たり、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

1 訪問介護基本報酬及び関連加算の見直し

訪問介護サービスの実態と収益構造を十分に考慮し、移動時間や燃料費を適切に評価できる報酬体系へ改めること。

2 地理的条件を踏まえた加算制度の拡充

豪雪・過疎地域など移動負担の大きい地域に対し、実情に即した新たな加算を創設・強化すること。

- 3 小規模事業所への経営・人材支援
継続的な運営を可能とする財政支援策および人材確保支援策を講ずること。
- 4 物価・賃金の上昇に対応した機動的な報酬是正の実施
期中での報酬見直しや、物価・賃金の動向に応じて報酬水準を自動的に調整するスライド的補正措置の導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年6月27日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣